

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 不動産所得及び事業所得</p> <p style="text-align: center;">第 1 款の 2 減価償却の特例</p> <p>(廃 止)</p> <p>第10条の 5 ((雇用者の数が増加した場合の<u>所得税額</u>の特別控除))関係</p> <p>第13条の 3 ((次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却)関係</p> <p style="text-align: center;">第 2 款 準備金</p> <p>(廃 止)</p> <p>第20条の 3 ((特定船舶に係る特別修繕準備金))関係</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 不動産所得及び事業所得</p> <p style="text-align: center;">第 1 款の 2 減価償却の特例</p> <p>第10条の 4 ((<u>沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等</u>を取得した場合の特別償却又は<u>所得税額</u>の特別控除))関係</p> <p>第10条の 5 ((雇用者の数が増加した場合の<u>所得税</u>の特別控除))関係</p> <p>第 13 条の 4 ((次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却)関係</p> <p style="text-align: center;">第 2 款 準備金</p> <p>第20条の 2 ((特定災害防止準備金))関係</p> <p>第20条の 4 ((<u>特別修繕準備金</u>))関係</p>

第6節 その他の特例

第41条の18の2（認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除）関係

第2節 不動産所得及び事業所得

第1款 税額控除

第10条（試験研究を行った場合の所得税額の特別控除）関係

（所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額）

10-9 措置法令第5条の3第2項に規定する「……利子所得の金額、配当所得の金額、……及び雑所得の金額」とは、いわゆる黒字の金額をいうのであることに留意する。

第1款の2 減価償却の特例

第10条の2の2から第15条まで（特別税額控除及び減価償却の特例）共通関係

（特別償却等の適用を受けたものの意義）

10の2の2～15共-1 減価償却資産について措置法第10条の2の2第1項、第10条の3第1項、第11条から第13条の3まで、第14条の2又は第15条の規定による特別償却額又は割増償却額を必要経費に算入していない場合であっても、その年分の確定申告書にその特別償却額又は割増償却額の繰越しに関する記載、明細書の添付等があるときは、その減価償却資産についてこれらの規定の適用を受けたものに該当することに留意する。

第6節 その他の特例

第41条の18の2（認定特定非営利活動法人に寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除）関係

第2節 不動産所得及び事業所得

第1款 税額控除

第10条（試験研究を行った場合の所得税額の特別控除）関係

（所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額）

10-9 措置法令第5条の3第2項に規定する「……利子所得の金額、配当所得の金額、……又は雑所得の金額」とは、いわゆる黒字の金額をいうのであることに留意する。

第1款の2 減価償却の特例

第10条の2の2から第15条まで（特別税額控除及び減価償却の特例）共通関係

（特別償却等の適用を受けたものの意義）

10の2の2～15共-1 減価償却資産について措置法第10条の2の2第1項、第10条の3第1項、第10条の4第1項、第11条から第13条の4まで、第14条の2又は第15条の規定による特別償却額又は割増償却額を必要経費に算入していない場合であっても、その年分の確定申告書にその特別償却額又は割増償却額の繰越しに関する記載、明細書の添付等があるときは、その減価償却資産についてこれらの規定の適用を受けたものに該当することに留意する。

(償却不足額の繰越しをする場合の償却限度額の計算)

10の2の2～15共-2 措置法第10条の2の2第1項、第10条の3第1項、第11条から第13条の3まで、第14条の2又は第15条の規定による特別償却額又は割増償却額の償却不足額の繰越しをする減価償却資産につき、そのよるべき償却の方法として旧定率法、定率法又は取替法を採用している場合の償却不足額を生じた年の翌年分の当該減価償却資産の償却限度額の計算の基礎となる普通償却額は、その償却不足額が既に償却されたものとみなして旧定率法、定率法又は取替法により計算した場合の当該翌年分の普通償却額とする。

(廃止)

第10条の2の2((エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係

(所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額)

10の2の2-5 措置法令第5条の4第9項に規定する「……利子所得の金額、配当所得の金額、……及び雑所得の金額」とは、いわゆる黒字の金額をいうのであることに留意する。

第10条の3((中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))

(償却不足額の繰越しをする場合の償却限度額の計算)

10の2の2～15共-2 措置法第10条の2の2第1項、第10条の3第1項、第10条の4第1項、第11条から第13条の4まで、第14条の2又は第15条の規定による特別償却額又は割増償却額の償却不足額の繰越しをする減価償却資産につき、そのよるべき償却の方法として旧定率法、定率法又は取替法を採用している場合の償却不足額を生じた年の翌年分の当該減価償却資産の償却限度額の計算の基礎となる普通償却額は、その償却不足額が既に償却されたものとみなして旧定率法、定率法又は取替法により計算した場合の当該翌年分の普通償却額とする。

(常時使用する従業員の範囲)

10の2の2～15共-3 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)第2条第1項第1号から第5号までに規定する「常時使用する従業員の数」の意義については、10-8の取扱いを準用する。

第10条の2の2((エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係

(所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額)

10の2の2-5 措置法令第5条の4第8項に規定する「……利子所得の金額、配当所得の金額、……又は雑所得の金額」とは、いわゆる黒字の金額をいうのであることに留意する。

第10条の3((中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))

関係

(取得価額の判定単位)

10の3-2 措置法令第5条の5第3項に規定する機械及び装置又は工具、器具及び備品の1台又は1基の取得価額が160万円以上又は120万円以上であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。

(注) 措置法規則第5条の8第1項第1号、第2号及び第4号に規定する工具、器具及び備品の取得価額の合計額が120万円以上であるかどうかについては、同項第1号、第2号又は第4号ごとに、これらの号に規定する工具、器具及び備品の取得価額の合計額により判定することに留意する。

(国庫補助金等をもって取得等した特定機械装置等の取得価額)

10の3-3 措置法令第5条の5第3項に規定する機械及び装置、工具、器具及び備品又はソフトウェアの取得価額が160万円以上、120万円以上又は70万円以上であるかどうかを判定する場合において、当該機械及び装置、工具、器具及び備品又はソフトウェアが法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に掲げるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

(附属機器等の同時設置の意義)

10の3-10 措置法規則第5条の8第1項第2号において本体と同時に設置することを条件として特定機械装置等に該当する旨の定めのある附属の機器等には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるものとする。

関係

(取得価額の判定単位)

10の3-2 措置法令第5条の5第3項に規定する機械及び装置又は器具及び備品の1台又は1基の取得価額が160万円以上又は120万円以上であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。

(注) 措置法規則第5条の8第1項各号に規定する器具及び備品の取得価額の合計額が120万円以上であるかどうかについては、当該各号ごとに判定することに留意する。

(国庫補助金等をもって取得等した特定機械装置等の取得価額)

10の3-3 措置法令第5条の5第3項に規定する機械及び装置、器具及び備品又はソフトウェアの取得価額が160万円以上、120万円以上又は70万円以上であるかどうかを判定する場合において、当該機械及び装置、器具及び備品又はソフトウェアが法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に掲げるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

(附属機器等の同時設置の意義)

10の3-10 措置法規則第5条の8第1項第1号において本体と同時に設置することを条件として特定機械装置等に該当する旨の定めのある附属の機器等には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるものとする。

(所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額)

10の3-12 措置法令第5条の5第8項に規定する「……利子所得の金額、配当所得の金額、……及び雑所得の金額」とは、いわゆる黒字の金額をいうのであることに留意する。

(廃止)

(廃止)

(廃止)

(所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額)

10の3-12 措置法令第5条の5第8項に規定する「……利子所得の金額、配当所得の金額、……又は雑所得の金額」とは、いわゆる黒字の金額をいうのであることに留意する。

第10条の4（(沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)関係

(年の中途において特定中小企業者に該当しなくなった場合の適用)

10の4-1 青色申告書を提出する個人で措置法第10条の4第1項に規定する特定中小企業者（以下10の4関係において「特定中小企業者」という。）が年の中途において特定中小企業者に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に、取得し、又は製作し、若しくは建設（以下10の4関係において「取得等」という。）して事業の用に供した同項に規定する経営革新設備等（以下10の4関係において「経営革新設備等」という。）については、同項又は同条第3項の規定の適用があることに留意する。

この場合において、措置法規則第5条の10第2項に規定する器具及び備品に係る取得価額の合計額が同項に規定する120万円以上であるかどうかについては、その特定中小企業者に該当していた期間内に取得し、又は製作して事業の用に供していたものの取得価額の合計額によって判定するものとする。

(取得価額の判定単位)

10の4-2 措置法令第5条の7第1項に規定する機械及び装置又は器具及び備品の1台又は1基の取得価額が280万円以上又は120万円以上であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体となって

使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。

また、建物及びその附属設備（以下10の4関係において「建物等」という。）の一の建物等の取得価額が1,000万円以上であるかどうかについては、建物等ごとに判定することに留意する。

(注) 措置法規則第5条の10第1項各号に規定する器具及び備品の取得価額の合計額が120万円以上であるかどうかについては、当該各号に掲げる器具及び備品の取得価額の合計額により判定することに留意する。

(国庫補助金等をもって取得等した経営革新設備等の取得価額)

10の4-3 措置法令第5条の7第1項に規定する機械及び装置、器具及び備品又は建物等の取得価額が280万円以上、120万円以上又は1,000万円以上であるかどうかを判定する場合において、当該機械及び装置、器具及び備品又は建物等が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項各号に掲げるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

10の4-4 特定中小企業者が、その取得等した経営革新設備等を自己の下請業者に貸与した場合において、当該経営革新設備等が専ら当該特定中小企業者のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該経営革新設備等は当該特定中小企業者の営む事業の用に供したものであるとして措置法第10条の4第1項又は第3項の規定を適用する。

(注) 物品賃貸業を営む者は、貸付けの用に供した経営革新設備等につき同条第1項又は第3項の規定の適用を受けることができないことに留意する。

(廃止)

(廃止)

(廃止)

(廃止)

(廃止)

第10条の5((雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除))関係

(所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額)

10の5-2 措置法令第5条の6第5項に規定する「……利子所得の金額、配当所得の金額、……及び雑所得の金額」とは、いわゆる黒字の金額をいうのであることに留意する。

(他の者から支払を受ける金額の範囲)

10の5-3 措置法第10条の5第2項第5号の規定の適用上、給与等の支給額から控除する「他の者から支払を受ける金額」には、例えば、次に掲げる金額が含まれる。

(附属機器等の同時設置の意義)

10の4-5 措置法規則第5条の10第1項各号において本体と同時に設置することを条件として特定経営革新設備等に該当する旨の定めのある附属の機器等には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるものとする。

(経営革新設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

10の4-6 経営革新設備等を事業の用に供した日の属する年の翌年以後の年において当該経営革新設備等の対価の額につき値引きがあった場合には、その事業の用に供した年に遡って当該値引きのあった経営革新設備等に係る措置法第10条の4第3項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。

(所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額)

10の4-7 措置法令第5条の7第3項に規定する「……利子所得の金額、配当所得の金額、……又は雑所得の金額」とは、いわゆる黒字の金額をいうのであることに留意する。

第10条の5((雇用者の数が増加した場合の所得税の特別控除))関係

(新設)

(他の者から支払を受ける金額の範囲)

10の5-2 措置法第10条の5第2項第5号の規定の適用上、給与等の支給額から控除する「他の者から支払を受ける金額」には、例えば、次に掲げる金額が含まれる。

(1) 雇用保険法施行規則第 110 条に規定する特定就職困難者雇用開発助成金、雇用対策法施行規則第 6 条の 2 に規定する特定求職者雇用開発助成金など、労働者の雇入れ人数に応じて国等から支給を受けた助成金の額

(2) 使用人が他の法人等に出向した場合において、その出向した使用人（以下この項において「出向者」という。）に対する給与を出向元個人（出向者を出向させている個人をいう。以下この項において同じ。）が支給することとしているときに、出向元個人が出向先法人等（出向者の出向を受けている法人等をいう。以下この項において同じ。）から支払を受けた給与負担金の額（出向先法人等の負担すべき給与に相当する金額に限る。）

第 11 条（（特定設備等の特別償却）関係

〔共通事項〕

（特別償却の対象となる特定設備等）

11-1 特定設備等の特別償却の規定は、青色申告書を提出する個人が取得し、又は製作し、若しくは建設した措置法第 11 条第 1 項に規定する特定設備等（以下 11-4 までにおいて「特定設備等」という。）が次の全てに該当する場合に限って適用があることに留意する。

- (1) その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないいわゆる新品であること。
- (2) 当該特定設備等について措置法令第 5 条の 8 第 5 項に定める期間（以下この項において「指定期間」という。）内に当該個人が取得し、又は製作し、若しくは建設し、かつ、指定期間内に事業の用に供したものであること。

（特定設備等を貸し付けた場合の不適用）

(1) 雇用保険法施行規則第 110 条に規定する特定就職困難者雇用開発助成金、雇用対策法施行規則第 6 条の 2 に規定する特定求職者雇用開発助成金など、労働者の雇入れ人数に応じて国等から支給を受けた助成金の額

(2) 使用人が他の法人等に出向した場合において、その出向した使用人（以下この項において「出向者」という。）に対する給与を出向元個人（出向者を出向させている個人をいう。以下この項において同じ。）が支給することとしているときに、出向元個人が出向先法人等（出向者の出向を受けている法人等をいう。以下この項において同じ。）から支払を受けた給与負担金の額（出向先法人等の負担すべき給与に相当する金額に限る。）

第 11 条（（特定設備等の特別償却）関係

〔共通事項〕

（特別償却の対象となる特定設備等）

11-1 特定設備等の特別償却の規定は、青色申告書を提出する個人が取得し、又は製作し、若しくは建設した措置法第 11 条第 1 項に規定する特定設備等（以下 11-4 までにおいて「特定設備等」という。）が次の全てに該当する場合に限って適用があることに留意する。

- (1) その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないいわゆる新品であること。
- (2) 当該特定設備等について措置法令第 5 条の 10 第 7 項に定める期間（以下この項において「指定期間」という。）内に当該個人が取得し、又は製作し、若しくは建設し、かつ、指定期間内に事業の用に供したものであること。

（特定設備等を貸し付けた場合の不適用）

11-4 個人が取得し、又は製作し、若しくは建設した特定設備等を他に貸し付けた場合には、措置法第11条第1項の規定により、措置法令第5条の8第6項に規定する船舶貸渡業を営む個人がその船舶を他に貸し付けた場合を除き、その貸し付けた特定設備等については、同法第11条第1項の規定の適用がないことに留意する。

(取得価額の判定単位)

11-6 措置法令第5条の8第1項に規定する機械その他の減価償却資産の1台又は1基の取得価額が300万円以上であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は電源装置のような附属機器で当該本体と一体となって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。

(国庫補助金等をもって取得等した減価償却資産の取得価額)

11-7 措置法令第5条の8第1項に規定する機械その他の減価償却資産の取得価額が300万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械その他の減価償却資産が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に掲げるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

[公害防止設備]

(中小企業者に該当する個人であるかどうかの判定の時期)

11-9 措置法第11条第1項の表の第1号の上欄に規定する「中小企業者に該当する個人」であるかどうかは、その取得又は製作若しくは建設をした特定設備等を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

11-4 個人が取得し、又は製作し、若しくは建設した特定設備等を他に貸し付けた場合には、措置法第11条第1項の規定により、措置法令第5条の10第8項に規定する船舶貸渡業を営む個人がその船舶を他に貸し付けた場合を除き、その貸し付けた特定設備等については、同法第11条第1項の規定の適用がないことに留意する。

(取得価額の判定単位)

11-6 措置法令第5条の10第1項に規定する機械その他の減価償却資産の1台又は1基の取得価額が300万円以上であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は電源装置のような附属機器で当該本体と一体となって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。

(国庫補助金等をもって取得等した減価償却資産の取得価額)

11-7 措置法令第5条の10第1項に規定する機械その他の減価償却資産の取得価額が300万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械その他の減価償却資産が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に掲げるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

[公害防止設備]

(中小企業者以外の個人であるかどうかの判定の時期)

11-9 措置法第11条第1項かっこ書又は措置法令第5条の10第2項に規定する「中小企業者以外の個人」であるかどうかは、その新設又は増設した同項に規定する機械その他の減価償却資産を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

(代替設備の取得等に該当しないものの範囲)

11-10 措置法第11条第1項の適用上、次に掲げる減価償却資産については、同項の表の第1号の中欄に規定する「既に事業の用に供されていた当該機械その他の減価償却資産に代えて当該事業の用に供されることとなつたもの」には該当しないものとしてすることができる。

- (1) 既存設備が災害により滅失又は損壊したためその代替設備として取得等をした指定公害防止用設備(措置法令第5条の8第1項の規定により財務大臣が指定した機械その他の減価償却資産をいう。以下この項において同じ。)
- (2) 既存設備の取替え又は更新のために指定公害防止用設備の取得等をした場合で、その取得等により処理能力等が従前に比して相当程度(おおむね30%)以上増加したときにおける当該指定公害防止用設備のうちその処理能力等が増加した部分に係るもの

〔海洋運輸業の意義〕

(海洋運輸業又は沿海運輸業の意義)

11-11 措置法令第5条の8第2項に規定する海洋運輸業又は沿海運輸業とは、海洋又は沿海における運送営業に限られるから、たとえ海上運送法の規定により船舶運航事業を営もうとする旨の届出をしていても、専ら自家貨物の運送を行う場合には、その営む運送は、海洋運輸業又は沿海運輸業に該当しないことに留意する。

(注) 同項に規定する海洋運輸業又は沿海運輸業については、日本標準産業分類(総務省)の「小分類451 外航海運業」又は「小分類452 沿海海運業」に分類する事業が該当する。

(新增設備の範囲)

11-10 措置法令第5条の10第2項に規定する「新設又は増設をして事業の用に供するもの」には、個人が事業の用に供する同条第3項に規定する「既存の機械その他の減価償却資産に代えて設置をするもの」は含まれないのであるが、次に掲げる減価償却資産については、新設又は増設に係るものとして同条第2項の規定を適用し、同条第3項の規定を適用しないことができるものとする。

- (1) 既存設備が災害により滅失又は損壊したためその代替設備として取得等をした指定公害防止用設備(措置法令第5条の10第1項の規定により財務大臣が指定した機械その他の減価償却資産をいう。以下この項において同じ。)
- (2) 既存設備の取替え又は更新のために指定公害防止用設備の取得等をした場合で、その取得等により処理能力等が従前に比して相当程度(おおむね30%)以上増加したときにおける当該指定公害防止用設備のうちその処理能力等が増加した部分に係るもの

〔海洋運輸業の意義〕

(海洋運輸業又は沿海運輸業の意義)

11-11 措置法令第5条の10第4項に規定する海洋運輸業又は沿海運輸業とは、海洋又は沿海における運送営業に限られるから、たとえ海上運送法の規定により船舶運航事業を営もうとする旨の届出をしていても、専ら自家貨物の運送を行う場合には、その営む運送は、海洋運輸業又は沿海運輸業に該当しないことに留意する。

(注) 同項に規定する海洋運輸業又は沿海運輸業については、日本標準産業分類(総務省)の「小分類451 外航海運業」又は「小分類452 沿海海運業」に分類する事業が該当する。

第11条の3（特定農産加工品生産設備等の特別償却）関係

（中小企業者に該当する個人であるかどうかの判定の時期）

11の3-1 措置法第11条の3第1項に規定する「中小企業者に該当する個人」であるかどうかは、その取得し、又は製作した同項に規定する特定農産加工品生産設備（以下「特定農産加工品生産設備」という。）を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

（事業の用に供したものとされる特定農産加工品生産設備の貸与）

11の3-2 個人が、自己の下請業者（措置法第11条の3第1項に規定する経営改善計画の承認を受けたものに限る。）で同項の特定農産加工業（以下「特定農産加工業」という。）に属する事業を営むものに対し、当該事業の用に供する特定農産加工品生産設備を貸し付けている場合において、当該特定農産加工品生産設備が専ら当該個人の製造する製品の加工等の用に供されるものであるときは、その貸し付けている特定農産加工品生産設備は当該個人の営む特定農産加工業に属する事業の用に供したものと取り扱う。

（注） 自己の計算において原材料等を購入し、これをあらかじめ指示した条件に従って下請加工させて完成品とするいわゆる製造問屋の事業は、特定農産加工業に属する事業に該当しない。

（取得価額の判定単位）

11の3-3 措置法令第6条の2第1項に規定する機械及び装置の1台又は1基の取得価額が340万円以上であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体となって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。

第11条の3（特定農産加工品生産設備等の特別償却）関係

（新 設）

（新 設）

（新 設）

(国庫補助金等をもって取得等した特定農産加工品生産設備の取得価額)

11の3-4 措置法令第6条の2第1項に規定する機械及び装置の取得価額が340万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項各号に掲げるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

(事業の用に供したものとされる新用途米穀加工品等製造設備の貸与)

11の3-5 個人が、自己の下請業者（措置法第11条の3第2項に規定する生産製造連携事業計画の認定を受けたものに限る。）で同項に規定する生産製造連携事業（以下この項において「生産製造連携事業」という。）を営むものに対し、当該事業の用に供する同条第2項に規定する新用途米穀加工品等製造設備（以下この項において「新用途米穀加工品等製造設備」という。）を貸し付けている場合において、当該新用途米穀加工品等製造設備が専ら当該個人の製造する製品の加工等の用に供されるものであるときは、その貸し付けている新用途米穀加工品等製造設備は当該個人の営む生産製造連携事業の用に供したものと取り扱う。

(注) 自己の計算において原材料等を購入し、これをあらかじめ指示した条件に従って下請加工させて完成品とするいわゆる製造問屋の事業は、生産製造連携事業に該当しない。

第12条((特定地域における工業用機械等の特別償却)関係)

(生産等設備の範囲)

12-1 措置法令第6条の3第2項第1号に規定する生産等設備は、製造の事業又は同条第5項、第8項、第10項若しくは第12項に規定する事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。したがって、例えば、本店、販売所、寄宿舎等の建物、

(新設)

(事業の用に供したものとされる資産の貸与)

11の3-1 個人が、自己の下請業者（措置法第11条の3第2項に規定する生産製造連携事業計画の認定を受けたものに限る。）で同項に規定する生産製造連携事業（以下この項において「生産製造連携事業」という。）を営むものに対し、当該事業の用に供する同条第2項に規定する新用途米穀加工品等製造設備（以下この項において「新用途米穀加工品等製造設備」という。）を貸し付けている場合において、当該新用途米穀加工品等製造設備が専ら当該個人の製造する製品の加工等の用に供されるものであるときは、その貸し付けている新用途米穀加工品等製造設備は当該個人の営む生産製造連携事業の用に供したものと取り扱う。

(注) 自己の計算において原材料等を購入し、これをあらかじめ指示した条件に従って下請加工させて完成品とするいわゆる製造問屋の事業は、生産製造連携事業に該当しない。

第12条((特定地域における工業用機械等の特別償却)関係)

(生産等設備の範囲)

12-1 措置法令第6条の3第2項に規定する生産等設備は、製造の事業又は同条第5項、第8項、第10項若しくは第11項に規定する事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。したがって、例えば、本店、販売所、寄宿舎等の建物、

事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設のようなものは、これに該当しない。

(一)の生産等設備等の取得価額基準の判定)

12-3 措置法令第6条の3第2項第1号の一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が2,000万円を超えるかどうかの判定は、当該減価償却資産のうち措置法第12条以外の特別償却等の適用を受けるものの取得価額を含めたところによる。

同項第2号イ若しくは第3号に規定する一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるかどうか又は同項第2号ロに規定する機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額の合計額が500万円を超えるかどうかの判定についても、同様とする。

(国庫補助金等をもって取得等した減価償却資産の取得価額)

12-4 措置法令第6条の3第2項第1号に規定する一の生産等設備を構成する減価償却資産のうちに、法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの若しくは同条第2項に掲げるものがある場合又は措置法第33条の6第2項、同法第37条の3第2項若しくは同法第37条の5第2項の規定により同法第12条の規定の適用がないこととされるものがある場合において、同令第6条の3第2項第1号に規定する取得価額の合計額が2,000万円を超えるかどうかを判定するときは、令第90条各号、措置法第33条の6第1項、同法第37条の3第1項又は同法第37条の5第3項の規定にかかわらず、実際の取得価額によるものとする。

措置法令第6条の3第2項第2号イ若しくは第3号に規定する一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるかどうか又は同項第2号ロに規定する機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額の合計額が500万円を超えるかどうかの判定についても、同様とする。

(注) 法第42条の規定の適用を受けた減価償却資産が措置法第12条第1項に規定する工業用機械等に該当する場合には、同項に規定する取得価額は、令第90条各号の規定により計算した金額によることに留意する。

事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設のようなものは、これに該当しない。

(一)の生産等設備の取得価額基準の判定)

12-3 措置法令第6条の3第2項の一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が2,000万円又は1,000万円を超えるかどうかの判定は、当該減価償却資産のうち措置法第12条以外の特別償却等の適用を受けるものの取得価額を含めたところによる。

(国庫補助金等をもって取得等した減価償却資産の取得価額)

12-4 措置法令第6条の3第2項に規定する一の生産等設備を構成する減価償却資産のうちに、法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの若しくは同条第2項に掲げるものがある場合又は措置法第33条の6第2項、同法第37条の3第2項若しくは同法第37条の5第2項の規定により同法第12条の規定の適用がないこととされるものがある場合において、同令第6条の5第2項に規定する取得価額の合計額が2,000万円又は1,000万円を超えるかどうかを判定するときは、令第90条各号、措置法第33条の6第1項、同法第37条の3第1項又は同法第37条の5第3項の規定にかかわらず、実際の取得価額によるものとする。

(注) 法第42条の規定の適用を受けた減価償却資産が措置法第12条第1項に規定する工業用機械等に該当する場合には、同項に規定する取得価額は、令第90条各号の規定により計算した金額によることに留意する。

(工場用又は作業場用等の建物及びその附属設備の意義)

12-8 措置法令第12条第1項に規定する工場用の建物及びその附属設備並びに措置法令第6条の3第7項、第9項及び第11項に規定する作業場用等の建物及びその附属設備には、次に掲げる建物及びその附属設備を含むことに取り扱う。

(1) 工場又は作業場等の構内にある守衛所、詰所、自転車置場、浴場その他これらに類するもので工場用又は作業場用等の建物としての耐用年数を適用するもの及びこれらの建物の附属設備

(2) 発電所又は変電所の用に供する建物及びこれらの建物の附属設備

(注) 倉庫用の建物は、工場用又は作業場用の建物に該当しない。

(取得価額の合計額が2,000万円等を超えるかどうかの判定)

12-11 措置法令第6条の3第2項第1号に規定する一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が2,000万円を超えるかどうか、同項第2号イ若しくは第3号に規定する一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるかどうか又は同項第2号ロに規定する機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額の合計額が500万円を超えるかどうかの判定については、その新設又は増設に係る事業計画ごとに判定する。

第13条の3 ((次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却)関係)

(特別償却等の対象となる建物の附属設備)

(工場用又は作業場用等の建物及びその附属設備の意義)

12-8 措置法令第12条第1項に規定する工場用の建物及びその附属設備並びに措置法令第6条の3第7項、第9項及び第10項に規定する作業場用等の建物及びその附属設備には、次に掲げる建物及びその附属設備を含むことに取り扱う。

(1) 工場又は作業場等の構内にある守衛所、詰所、自転車置場、浴場その他これらに類するもので工場用又は作業場用等の建物としての耐用年数を適用するもの及びこれらの建物の附属設備

(2) 発電所又は変電所の用に供する建物及びこれらの建物の附属設備

(注) 倉庫用の建物は、工場用又は作業場用の建物に該当しない。

(取得価額の合計額が2,000万円又は1,000万円を超えるかどうかの判定)

12-11 措置法令第6条の3第2項に規定する一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が2,000万円又は1,000万円を超えるかどうかの判定については、その新設又は増設に係る事業計画ごとに判定する。

第13条の4 ((次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却)関係)

(特別償却等の対象となる建物の附属設備)

13の3-1 措置法第13条の3第1項に規定する建物の附属設備は、当該建物とともに取得又は新築、増築若しくは改築をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。

第2款 準備金

(廃止)

(廃止)

(廃止)

13の4-1 措置法第13条の4第1項に規定する建物の附属設備は、当該建物とともに取得又は新築、増築若しくは改築をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。

第2款 準備金

第20条の2((特定災害防止準備金)関係)

(採石災害防止費用の見積額等に異動が生じた場合の調整)

20の2-1 措置法第20条の2第1項の表の第1号に規定する岩石採取場に係る同項の特定災害防止準備金を積み立てている場合において、当該準備金の各年分に係る積立限度額の計算の基礎となる措置法令第12条第3項第1号に掲げる「採石災害防止費用の見積額」又は同項第2号に掲げる「採取予定数量」について異動が生じたときには、その異動が生じた日の属する年分以後の各年分の積立限度額は、その異動後の金額又は数量を基礎として計算するものとする。

(注) 「採石災害防止費用の見積額」又は「採取予定数量」に異動が生じた日とは、その異動後の金額又は数量について、措置法規則第7条第1項又は第3項に規定する認定を受けた日をいう。

(露天石炭採掘災害防止費用の見積額等に異動が生じた場合の調整)

20の2-2 措置法第20条の2第1項の表の第2号に規定する露天石炭採掘場に係る同項の特定災害防止準備金を積み立てている場合において、当該準備金の各年分に係る積立限度額の計算の基礎となる措置法令第12条第7項第1号に掲げる「露天石炭採掘災害防止費用の見積額」又は同項第2号に掲げる「採掘予定数量」について異動が生じた場合には、その異動が生じた日の属する年分以後の各年分の積立限度額は、その異動後の金額又は数量を基礎として計算するものとする。

第20条の3（特定船舶に係る特別修繕準備金）関係

（特定船舶を賃借している場合の特別修繕準備金勘定の積立て）

20の3-1 措置法第20条の3第1項に規定する事業の用に供する特定船舶には、賃借している特定船舶に係る特別の修繕のために要する費用を負担する契約をしている場合における当該特定船舶が含まれることに留意する。

（船舶の定期検査のための修繕）

20の3-2 船舶につき船舶安全法による定期検査を受けるために修繕を行った場合においても、当該修繕のうち明らかに定期検査と関係のないものがあるときは、当該定期検査と関係のない修繕は措置法第20条の3第1項に規定する特別の修繕に該当しないことに留意する。

（廃止）

（注）「露天石炭採掘災害防止費用の見積額」又は「採掘予定数量」に異動が生じた日とは、その異動後の金額又は数量について、措置法規則第7条第5項又は第7項に規定する認定を受けた日をいう。

第20条の4（特別修繕準備金）関係

（対象資産を賃借している場合の特別修繕準備金勘定の積立て）

20の4-1 措置法第20条の4第1項に規定する事業の用に供する固定資産には、賃借している固定資産に係る特別の修繕のために要する費用を負担する契約をしている場合における当該固定資産が含まれることに留意する。

（船舶の定期検査のための修繕）

20の4-2 船舶につき船舶安全法による定期検査を受けるために修繕を行った場合においても、当該修繕のうち明らかに定期検査と関係のないものがあるときは、当該定期検査と関係のない修繕は措置法第20条の4第1項第1号に規定する修繕に該当しないことに留意する。

（溶鉱炉、熱風炉等の特別の修繕の範囲）

20の4-3 措置法第20条の4第1項第2号から第4号までに規定する修繕とは、次に掲げる炉、球形のガスホルダー又は貯油槽の区分に応じ、それぞれ次に掲げる修繕をいう。

- (1) 銑鉄製造用の溶鉱炉 炉体のれんが及びモルタルの取替え並びに炉頂装入装置（高圧操業装置及びムーバブルアーマーを含む。）、羽口、冷却装置、羽口回り金物類、炉体鉄皮、炉体回り給排水装置、出銑樋、鉦さい樋、水平ゾンデ、配管及び配線類のそれぞれ部分的取替え又は補修で、炉体れんがの取替えとともに必ず行われるもの
- (2) 銑鉄製造用の熱風炉 当該炉体のれんが、モルタル、れんが受金物、熱風炉鉄皮、弁類、配管及び配線類の取替え又は補修

(3) ガラス製造用の連続式溶解炉 当該炉体（蓄熱室を含む。）のれんが及びモルタルの取替え並びに原料投入機、バックステー、各種縮金物及び支持金物類、ガス及び空気交換機、送風機、計測器、自動調節器類、電極装置、熱風発生装置、配管及び配線類のそれぞれ部分的取替え又は補修で、炉体れんがの取替えとともに必ず行われるもの

(4) フロート方式による連続式板ガラス製造用のフロートバス 当該炉体（ボトム、ルーフ、サイドシール）、ヒータ、ラジエーションゲート、エッジロールマシン、出入口シール及びデ・ドロッサーの取替え又は補修並びにバスケース（ボトム、ルーフ、サイドシール）、リニヤモーター、送風機器、計測器、雰囲気ガス供給装置、配管及び配線類のそれぞれ部分的取替え又は補修で、炉材の取替えとともに必ず行われるもの

(5) 球形のガスホルダー 当該ガスホルダー本体、階段類、支持構造部、弁類、配管、ドレン抜き設備、伸縮管継手及び制振装置のそれぞれ部分的取替え又は補修で、社団法人日本瓦斯協会の定める指針に基づいて行われる検査を受けるために必ず行われるもの

(6) 貯油槽 当該貯油槽本体、泡消火装置、液面計、配管及び弁類等のそれぞれ部分的取替え又は補修で、危険物の規制に関する規則第62条の5（（定期点検を行わなければならない時期等）の規定により行われる内部点検を受けるために必ず行われるもの

(注) (1)、(3)、(4)及び(6)に掲げる修繕のために要する費用には、炉又は槽の内容物の排出のための費用が含まれる。

(特別修繕完了の日及び築造の完了の日)

20の4-4 措置法第20条の4第5項及び措置法令第12条の2第1項、第3項若しくは第10項の特別の修繕が完了した日とは、次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日をいう。

措置法令第12条の2第1項第2号の築造の完了の日についても、同様とする。

(1) 船舶 定期検査の行われた船舶についての新たな船舶検査証書の交付の日

(特別修繕完了の日)

20の3-3 措置法第20条の3第5項及び措置法令第12条の2第1項、第3項若しくは第10項の特別の修繕が完了した日とは、定期検査の行われた船舶についての新たな船舶検査証書の交付の日をいう。

(廃止)

(準備金設定特定船舶を賃貸した場合の取崩し)

20の3-4 特別修繕準備金を設けている特定船舶を賃貸した場合において、その契約により賃借人が当該特定船舶の特別の修繕のために要する費用を負担することを定めているときは、準備金設定特定船舶について特別の修繕を行わないこととなったものとして、措置法第20条の3第5項第2号の規定により当該特定船舶に係る特別修繕準備金勘定の金額を取り崩すものとする。

第5節 住宅借入金等特別控除

第41条((住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除))関係

(居住の用に供した場合)

41-1 措置法第41条第1項、第3項及び第5項に規定する「その者の居住の用に供し

(2) 溶鉱炉、熱風炉又は連続式溶解炉 特別修繕の行われた炉に対して修繕後最初に火入れをした日

(3) 球形のガスホルダー 特別修繕の行われた球形ガスホルダーに対して修繕後最初に供給用ガスを封入した日

(4) 貯油槽 内部点検の行われた貯油槽についての新たな完成検査済証の交付の日

(溶鉱炉等の長期稼働休止期間中における特別修繕準備金の積立て停止)

20の4-5 措置法第20条の4第1項第2号に掲げる溶鉱炉等が長期にわたり稼働を休止している場合には、その稼働休止期間中は当該溶鉱炉等につき特別修繕準備金勘定への積立てを行うことができないものとする。

(注) 措置法令第12条の2第1項第2号に規定する期間のうちに長期にわたる稼働休止期間がある場合には、当該稼働休止期間を除いたところにより同号に規定する期間を計算することができる。

(準備金設定資産を賃貸した場合の取崩し)

20の4-6 特別修繕準備金を設けている資産を賃貸した場合において、その契約により賃借人が当該資産の特別の修繕のために要する費用を負担することを定めているときは、準備金設定資産について特別の修繕を行わないこととなったものとして、措置法第20条の4第5項第2号の規定により当該資産に係る特別修繕準備金勘定の金額を取り崩すものとする。

第5節 住宅借入金等特別控除

第41条((住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除))関係

(居住の用に供した場合)

41-1 措置法第41条第1項、第3項及び第5項に規定する「その者の居住の用に供し

た場合」とは、同条第1項に規定する居住用家屋の新築若しくは当該居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは既存住宅の取得若しくは同条第5項に規定する認定住宅の新築若しくは認定住宅で建築後使用されたことのないものの取得(以下第41条関係において「新築等」という。)又は同条第1項に規定する増改築等(以下第41条関係において「増改築等」という。)をした者が、現にその居住の用に供した場合をいうのであるが、その者が、転勤、転地療養その他のやむを得ない事情により、配偶者、扶養親族その他その者と生計を一にする親族と日常の起居を共にしていない場合において、その新築の日若しくはその取得の日又は増改築等の日から6月以内にその家屋(増改築等をした家屋については、その増改築等に係る部分。以下41-5までにおいて同じ。)をこれらの親族がその居住の用に供したときで、当該やむを得ない事情が解消した後はその者が共にその家屋に居住することとなると認められるときは、これに該当するものとする。

(繰上返済等をした場合)

41-19 措置法第41条第1項各号に規定する借入金若しくは債務(以下第41条関係において「住宅借入金等」という。)、同条第3項の規定の適用を受ける場合の住宅借入金等(以下第41条関係において「特例住宅借入金等」という。)又は同条第5項の規定の適用を受ける場合の住宅借入金等(以下第41条関係において「認定住宅借入金等」という。)の金額に係る契約において、その年の翌年以後に返済等をすべきこととされている住宅借入金等の金額につき、その年に繰り上げて返済等をした場合であっても、その年12月31日における現実の住宅借入金等の金額の残高については、同条第1項、第3項又は第5項の規定の適用があるのであるが、例えば、その年の翌年以後に返済等をすべきこととされている住宅借入金等の金額の全額につき、その年に繰り上げて返済等をした場合など、当該繰上返済等により償還期間又は割賦期間が10年未満となる場合のその年についてはこれらの規定の適用はないものとする。

(注) 借入金等の借換えをした場合には、41-16の適用がある場合があることに留意する。

た場合」とは、同条第1項に規定する居住用家屋の新築若しくは当該居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは既存住宅の取得若しくは同条第5項に規定する認定長期優良住宅の新築若しくは認定長期優良住宅で建築後使用されたことのないものの取得(以下第41条関係において「新築等」という。)又は同条第1項に規定する増改築等(以下第41条関係において「増改築等」という。)をした者が、現にその居住の用に供した場合をいうのであるが、その者が、転勤、転地療養その他のやむを得ない事情により、配偶者、扶養親族その他その者と生計を一にする親族と日常の起居を共にしていない場合において、その新築の日若しくはその取得の日又は増改築等の日から6月以内にその家屋(増改築等をした家屋については、その増改築等に係る部分。以下41-5までにおいて同じ。)をこれらの親族がその居住の用に供したときで、当該やむを得ない事情が解消した後はその者が共にその家屋に居住することとなると認められるときは、これに該当するものとする。

(繰上返済等をした場合)

41-19 措置法第41条第1項各号に規定する借入金若しくは債務(以下第41条関係において「住宅借入金等」という。)、同条第3項の規定の適用を受ける場合の住宅借入金等(以下第41条関係において「特例住宅借入金等」という。)又は同条第5項の規定の適用を受ける場合の住宅借入金等(以下第41条関係において「長期優良住宅借入金等」という。)の金額に係る契約において、その年の翌年以後に返済等をすべきこととされている住宅借入金等の金額につき、その年に繰り上げて返済等をした場合であっても、その年12月31日における現実の住宅借入金等の金額の残高については、同条第1項、第3項又は第5項の規定の適用があるのであるが、例えば、その年の翌年以後に返済等をすべきこととされている住宅借入金等の金額の全額につき、その年に繰り上げて返済等をした場合など、当該繰上返済等により償還期間又は割賦期間が10年未満となる場合のその年についてはこれらの規定の適用はないものとする。

(注) 借入金等の借換えをした場合には、41-16の適用がある場合があることに留意する。

(その年12月31日における住宅借入金等の金額の合計額等)

41-22 措置法第41条第2項に規定するその年12月31日における住宅借入金等の金額の合計額、同法第41条第3項に規定するその年12月31日における特例住宅借入金等の金額の合計額、同法第41条第5項に規定するその年12月31日における認定住宅借入金等の金額の合計額及び同法第41条の2に規定する住宅借入金等の金額は、その年12月31日における現実の住宅借入金等の金額の残高、特例住宅借入金等の金額の残高又は認定住宅借入金等の金額の残高を基として計算された金額をいうものとする。

(注) 措置法規則第18条の22第2項に規定する「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の「年末残高」欄は、41-32により、その年12月31日における住宅借入金等の金額の予定額が記載される場合があることに留意する。

(住宅借入金等の金額の合計額等が家屋等の取得の対価の額等を超える場合)

41-23 措置法令第26条第5項又は第21項の規定は、住宅借入金等の金額の合計額が同条第5項に規定する住宅の取得等に係る対価の額若しくは費用の額を超える場合又は認定住宅借入金等の金額の合計額が同条第21項に規定する認定住宅の新築等に係る対価の額を超える場合に適用されるのであるが、次に掲げる場合には、その合計額のうちそれぞれ次に定める金額(同条第5項又は第21項に規定する補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与を受けた場合には当該補助金等の額又は当該住宅取得等資金の額を控除した金額)に達するまでの部分の金額が当該住宅借入金等の金額の合計額又は当該認定住宅借入金等の金額の合計額となることに留意する。

- (1) 新築等に係る住宅借入金等の金額の合計額又は認定住宅借入金等の金額の合計額が、当該新築等に係る建築工事の請負代金又は取得の対価の額(以下第41条関係において「家屋の取得対価の額」という。)を超える場合 家屋の取得対価の額
- (2) 新築等及び敷地の取得の両方に係る住宅借入金等の金額の合計額又は認定住宅借入金等の金額の合計額が、当該新築等に係る家屋の取得対価の額と当該敷地の取得の対価の額(以下第41条関係において「敷地の取得対価の額」という。)との合計額(以

(その年12月31日における住宅借入金等の金額の合計額等)

41-22 措置法第41条第2項に規定するその年12月31日における住宅借入金等の金額の合計額、同法第41条第3項に規定するその年12月31日における特例住宅借入金等の金額の合計額、同法第41条第5項に規定するその年12月31日における長期優良住宅借入金等の金額の合計額及び同法第41条の2に規定する住宅借入金等の金額は、その年12月31日における現実の住宅借入金等の金額の残高、特例住宅借入金等の金額の残高又は長期優良住宅借入金等の金額の残高を基として計算された金額をいうものとする。

(注) 措置法規則第18条の22第2項に規定する「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の「年末残高」欄は、41-32により、その年12月31日における住宅借入金等の金額の予定額が記載される場合があることに留意する。

(住宅借入金等の金額の合計額等が家屋等の取得の対価の額等を超える場合)

41-23 措置法令第26条第5項又は第21項の規定は、住宅借入金等の金額の合計額が同条第5項に規定する住宅の取得等に係る対価の額若しくは費用の額を超える場合又は長期優良住宅借入金等の金額の合計額が同条第21項に規定する認定長期優良住宅の新築等に係る対価の額を超える場合に適用されるのであるが、次に掲げる場合には、その合計額のうちそれぞれ次に定める金額(同条第5項又は第21項に規定する補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与を受けた場合には当該補助金等の額又は当該住宅取得等資金の額を控除した金額)に達するまでの部分の金額が当該住宅借入金等の金額の合計額又は当該長期優良住宅借入金等の金額の合計額となることに留意する。

- (1) 新築等に係る住宅借入金等の金額の合計額又は長期優良住宅借入金等の金額の合計額が、当該新築等に係る建築工事の請負代金又は取得の対価の額(以下第41条関係において「家屋の取得対価の額」という。)を超える場合 家屋の取得対価の額
- (2) 新築等及び敷地の取得の両方に係る住宅借入金等の金額の合計額又は長期優良住宅借入金等の金額の合計額が、当該新築等に係る家屋の取得対価の額と当該敷地の取

下第41条関係において「家屋等の取得対価の額」という。)を超える場合 家屋等の取得対価の額

(3) 敷地の取得に係る住宅借入金等の金額の合計額又は認定住宅借入金等の金額の合計額が、当該敷地の取得対価の額を超える場合 敷地の取得対価の額

(4) 増改築等に係る住宅借入金等の金額の合計額が、当該増改築等に係る工事に要した費用の額(以下第41条関係において「増改築等に要した費用の額」という。)を超える場合 増改築等に要した費用の額

(注)1 住宅借入金等の金額の合計額又は認定住宅借入金等の金額の合計額が家屋の取得対価の額、家屋等の取得対価の額、敷地の取得対価の額又は増改築等に要した費用の額(以下この項において「家屋の取得の対価の額等」という。)を超えるかどうかの判定は、措置法第41条第1項又は第5項の規定の適用を受ける各年ごとに、かつ、個々の新築等、敷地の取得又は増改築等ごとに行うのであるが、その判定を行う場合の住宅借入金等の金額の合計額又は認定住宅借入金等の金額の合計額は、これらの規定の適用を受ける各年ごとの12月31日における現実の住宅借入金等の金額の残高の合計額又は認定住宅借入金等の金額の残高の合計額をいう。

2 家屋の取得の対価の額等には、その家屋(増改築等をした家屋については、当該増改築等に係る部分。以下第41条関係において同じ。)又は敷地のうちにその者の居住の用以外の用に供される部分がある場合における当該居住の用以外の用に供される部分に対応する家屋の取得の対価の額等が含まれる。

(補助金等)

41-26の2 措置法第41条第6項並びに措置法令第26条第5項及び第21項に規定する補助金等(以下41-26の4までにおいて「補助金等」という。)は、次によるものとする。

(1) 国又は地方公共団体から直接交付される補助金等のほか、国又は地方公共団体から

得の対価の額(以下第41条関係において「敷地の取得対価の額」という。)との合計額(以下第41条関係において「家屋等の取得対価の額」という。)を超える場合 家屋等の取得対価の額

(3) 敷地の取得に係る住宅借入金等の金額の合計額又は長期優良住宅借入金等の金額の合計額が、当該敷地の取得対価の額を超える場合 敷地の取得対価の額

(4) 増改築等に係る住宅借入金等の金額の合計額が、当該増改築等に係る工事に要した費用の額(以下第41条関係において「増改築等に要した費用の額」という。)を超える場合 増改築等に要した費用の額

(注)1 住宅借入金等の金額の合計額又は長期優良住宅借入金等の金額の合計額が家屋の取得対価の額、家屋等の取得対価の額、敷地の取得対価の額又は増改築等に要した費用の額(以下この項において「家屋の取得の対価の額等」という。)を超えるかどうかの判定は、措置法第41条第1項又は第5項の規定の適用を受ける各年ごとに、かつ、個々の新築等、敷地の取得又は増改築等ごとに行うのであるが、その判定を行う場合の住宅借入金等の金額の合計額又は長期優良住宅借入金等の金額の合計額は、これらの規定の適用を受ける各年ごとの12月31日における現実の住宅借入金等の金額の残高の合計額又は長期優良住宅借入金等の金額の残高の合計額をいう。

2 家屋の取得の対価の額等には、その家屋(増改築等をした家屋については、当該増改築等に係る部分。以下第41条関係において同じ。)又は敷地のうちにその者の居住の用以外の用に供される部分がある場合における当該居住の用以外の用に供される部分に対応する家屋の取得の対価の額等が含まれる。

(補助金等)

41-26の2 措置法第41条第6項並びに措置法令第26条第5項及び第21項に規定する補助金等(以下41-26の4までにおいて「補助金等」という。)は、次によるものとする。

(1) 国又は地方公共団体から直接交付される補助金等のほか、国又は地方公共団体から

補助金等の交付事務の委託を受けた法人を通じて交付されるものも含まれる。

(2) 補助金等は、補助金又は給付金等の名称にかかわらず、住宅の取得等と相当の因果関係のあるものをいうものとする。この場合、住宅借入金等又は認定住宅借入金等の利子の支払に充てるために交付されるいわゆる利子補給金はこれに該当しない。

(注) 1 補助金等には、金銭で交付されるもののほか、金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって交付されるものも含まれる。

2 補助金等は、法第 42 条若しくは第 43 条に規定する国庫補助金等に該当するか否かを問わないこと又はこれらの規定を適用するか否かを問わないことに留意する。

3 41-24、41-25又は41-26により家屋の取得対価の額等に含まれるものの取得等に関し交付される補助金又は給付金等も補助金等に該当する。

(家屋及び土地等について補助金等の交付を受ける場合)

41-26 の 4 補助金等が、家屋の新築等又は敷地の取得に関し交付を受けるものがある場合の家屋の取得対価の額又は敷地の取得対価の額から控除されるべき補助金等の額に相当する額は、次によるものとする。

(1) 家屋の新築等に関し交付を受ける補助金等の額に相当する部分の額は、次の算式により計算した額に相当する部分とする。

(算式略)

(2) 敷地の取得に関し交付を受ける補助金等の額に相当する部分の額は、次の算式により計算した額に相当する部分とする。

(算式略)

(注) 当該家屋が措置法令第 26 条第 1 項第 2 号に規定する区分所有に係るもので、家屋及びその敷地の居住の用に供する部分の割合が同じで、かつ、41-23 (2) に掲げる新築等及び敷地の取得の両方に係る住宅借入金等又は認定住宅借入金等を有する場合には、当該家屋等の取得対価の額等の合計額から、交付を受ける当該補助金等の額の合計額を控除する。

補助金等の交付事務の委託を受けた法人を通じて交付されるものも含まれる。

(2) 補助金等は、補助金又は給付金等の名称にかかわらず、住宅の取得等と相当の因果関係のあるものをいうものとする。この場合、住宅借入金等又は長期優良住宅借入金等の利子の支払に充てるために交付されるいわゆる利子補給金はこれに該当しない。

(注) 1 補助金等には、金銭で交付されるもののほか、金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって交付されるものも含まれる。

2 補助金等は、法第 42 条若しくは第 43 条に規定する国庫補助金等に該当するか否かを問わないこと又はこれらの規定を適用するか否かを問わないことに留意する。

3 41-24、41-25又は41-26により家屋の取得対価の額等に含まれるものの取得等に関し交付される補助金又は給付金等も補助金等に該当する。

(家屋及び土地等について補助金等の交付を受ける場合)

41-26 の 4 補助金等が、家屋の新築等又は敷地の取得に関し交付を受けるものがある場合の家屋の取得対価の額又は敷地の取得対価の額から控除されるべき補助金等の額に相当する額は、次によるものとする。

(1) 家屋の新築等に関し交付を受ける補助金等の額に相当する部分の額は、次の算式により計算した額に相当する部分とする。

(算式略)

(2) 敷地の取得に関し交付を受ける補助金等の額に相当する部分の額は、次の算式により計算した額に相当する部分とする。

(算式略)

(注) 当該家屋が措置法令第 26 条第 1 項第 2 号に規定する区分所有に係るもので、家屋及びその敷地の居住の用に供する部分の割合が同じで、かつ、41-23 (2) に掲げる新築等及び敷地の取得の両方に係る住宅借入金等又は長期優良住宅借入金等を有する場合には、当該家屋等の取得対価の額等の合計額から、交付を受ける当該補助金等の額の合計額を控除する。

(信託の受益者が適用を受ける場合)

41-33 受益者等課税信託(法第13条第1項に規定する受益者(同条第2項の規定により同条第1項に規定する受益者とみなされる者を含む。))がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託をいう。以下この項において同じ。)の受益者(同条第2項の規定により、同条第1項に規定する受益者とみなされる者を含む。))が、措置法第41条第1項に規定する居住用家屋で当該信託の信託財産に属するものについて新築等又は増改築等をした場合又は同条第5項に規定する認定住宅で当該信託の信託財産に属するものについて新築等をした場合における同条の規定の適用については、次に留意する。

(1) 当該居住用家屋又は当該認定住宅が、区分建物の各部分の2以上に相当するものであり、かつ、当該2以上の部分のうち当該受益者の居住の用に供される部分とそれ以外の用に供される部分とがあるときは、当該受益者の居住の用に供される部分が区分所有登記又は信託契約書において区分所有されていることが確認されない限り、措置法令第26条第1項並びに第26条の4第5項第3号及び第20項第3号に規定する「その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分が専ら当該居住の用に供されるもの」に該当するかどうか、又はこれらの規定に規定する床面積の要件に適合するかどうかについては、当該受益者の有する権利の目的となっている各部分の全部の床面積の合計を基礎として判定することに留意する。

(2) 当該居住用家屋又は当該認定住宅が居住の用に供されているかどうかは、当該受益者の有する権利に応じてこれらの家屋を有しているものとされる受益者について判定することに留意する。

(3) 住宅借入金等には、当該信託財産に属する居住用家屋若しくは認定住宅の新築等又は居住用家屋の増改築等に係る借入金又は債務が含まれる。

(注) 受益者等課税信託の受益者となったことによる居住用家屋又は認定住宅の新築等があった場合において、これら家屋の新築等に係る上記の借入金又は債務が措置法第41条第1項各号に規定する「償還期間が10年以上」のもの又は「賦払期間が10年以上」のものに該当するかどうかについては、当該受益者となっ

(信託の受益者が適用を受ける場合)

41-33 受益者等課税信託(法第13条第1項に規定する受益者(同条第2項の規定により同条第1項に規定する受益者とみなされる者を含む。))がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託をいう。以下この項において同じ。)の受益者(同条第2項の規定により、同条第1項に規定する受益者とみなされる者を含む。))が、措置法第41条第1項に規定する居住用家屋で当該信託の信託財産に属するものについて新築等又は増改築等をした場合又は同条第5項に規定する認定長期優良住宅で当該信託の信託財産に属するものについて新築等をした場合における同条の規定の適用については、次に留意する。

(1) 当該居住用家屋又は当該認定長期優良住宅が、区分建物の各部分の2以上に相当するものであり、かつ、当該2以上の部分のうち当該受益者の居住の用に供される部分とそれ以外の用に供される部分とがあるときは、当該受益者の居住の用に供される部分が区分所有登記又は信託契約書において区分所有されていることが確認されない限り、措置法令第26条及び同令第26条の4に規定する「その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分が専ら当該居住の用に供されるもの」に該当するかどうか、又は同項各号に規定する床面積の要件に適合するかどうかについては、当該受益者の有する権利の目的となっている各部分の全部の床面積の合計を基礎として判定することに留意する。

(2) 当該居住用家屋又は当該認定長期優良住宅が居住の用に供されているかどうかは、当該受益者の有する権利に応じてこれらの家屋を有しているものとされる受益者について判定することに留意する。

(3) 住宅借入金等には、当該信託財産に属する居住用家屋若しくは認定長期優良住宅の新築等又は居住用家屋の増改築等に係る借入金又は債務が含まれる。

(注) 受益者等課税信託の受益者となったことによる居住用家屋又は認定長期優良住宅の新築等があった場合において、これら家屋の新築等に係る上記の借入金又は債務が措置法第41条第1項各号に規定する「償還期間が10年以上」のもの又は「賦払期間が10年以上」のものに該当するかどうかについては、当該受

た時において残存する償還期間又は賦払期間を基礎として判定することに留意する。

(4) 措置法第 41 条の規定の適用を受けようとする受益者は、確定申告書に添付する措置法規則第 18 条の 21 及び第 18 条の 22 に掲げる登記事項証明書、工事の請負契約書その他の書類の添付に当たっては、次に留意する。

イ 新築等又は増改築等をした家屋の登記事項証明書は、当該家屋が当該信託財産に属するものであることが記載されたものとする。

ロ 売買契約書、請負契約書、借入金の年末残高等証明書その他の書類(上記イに掲げる書類を除く。)で、信託の受託者の名義が記されているものについては、これらの書類が当該信託の受益者の新築等又は増改築等に係るものである旨の証明を受託者から受けたものであることに留意する。

ハ 借入金の年末残高等証明書に記載されている「住宅借入金等の金額」又は「居住用家屋の取得の対価等の額又は増改築等に要した費用の額」が、受益者が居住の用に供している家屋に係る部分とそれ以外の信託財産の構成物に係る部分とから成るものであるときは、上記ロによる受託者の証明は、当該受益者が居住の用に供している家屋に係る部分のみを明記して行うものとする。

(住宅借入金等特別控除の控除額に係る特例の規定を適用した場合の効果)

41-34 措置法第 41 条の規定の適用に当たって、その者の選択により同条第 3 項又は第 5 項の規定を適用したところにより確定申告書を提出した場合には、その後においてその者が更正の請求をし、若しくは修正申告書を提出するとき又は当該確定申告書を提出した年分以外の特例適用年又は認定住宅特例適用年に係る年分において同条の規定を適用するときにおいても、当該選択をし適用した同条第 3 項又は第 5 項の規定を適用することに留意する。

(注) 同条の規定の適用に当たって、同条第 3 項又は第 5 項の規定を適用しなかった場合においても同様である。

益者となった時において残存する償還期間又は賦払期間を基礎として判定することに留意する。

(4) 措置法第 41 条の規定の適用を受けようとする受益者は、確定申告書に添付する措置法規則第 18 条の 21 及び第 18 条の 22 に掲げる登記事項証明書、工事の請負契約書その他の書類の添付に当たっては、次に留意する。

イ 新築等又は増改築等をした家屋の登記事項証明書は、当該家屋が当該信託財産に属するものであることが記載されたものとする。

ロ 売買契約書、請負契約書、借入金の年末残高等証明書その他の書類(上記イに掲げる書類を除く。)で、信託の受託者の名義が記されているものについては、これらの書類が当該信託の受益者の新築等又は増改築等に係るものである旨の証明を受託者から受けたものであることに留意する。

ハ 借入金の年末残高等証明書に記載されている「住宅借入金等の金額」又は「居住用家屋の取得の対価等の額又は増改築等に要した費用の額」が、受益者が居住の用に供している家屋に係る部分とそれ以外の信託財産の構成物に係る部分とから成るものであるときは、上記ロによる受託者の証明は、当該受益者が居住の用に供している家屋に係る部分のみを明記して行うものとする。

(住宅借入金等特別控除の控除額に係る特例の規定を適用した場合の効果)

41-34 措置法第 41 条の規定の適用に当たって、その者の選択により同条第 3 項又は第 5 項の規定を適用したところにより確定申告書を提出した場合には、その後においてその者が更正の請求をし、若しくは修正申告書を提出するとき又は当該確定申告書を提出した年分以外の特例適用年又は長期優良住宅特例適用年に係る年分において同条の規定を適用するときにおいても、当該選択をし適用した同条第 3 項又は第 5 項の規定を適用することに留意する。

(注) 同条の規定の適用に当たって、同条第 3 項又は第 5 項の規定を適用しなかった場合においても同様である。

第6節 その他の特例

第41条の18の2（認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除）関係

（認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除の適用）

41の18の2-1 措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（以下この項において「特定非営利活動に関する寄附金」という。）については、同項の規定の適用を受け、又は受けないことを選択することができるが、同項の規定の適用を受ける場合には、その年中に支出した特定非営利活動に関する寄附金の全額について同項の規定を適用しなければならないことに留意する。

第41条の19の4（認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除）関係

（税額控除等の順序）

41の19の4-4 税額控除等は、次に掲げる順序により行うものとする。

- (1) 措置法第25条第1項の規定による肉用牛の売却による農業所得の免税
- (2) 法第92条の規定による配当控除
- (3) 措置法第10条の規定による試験研究を行った場合の所得税額の特別控除（同法第10条の2に規定する特例を含む。）
- (4) 措置法第10条の2の2の規定によるエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (5) 措置法第10条の3の規定による中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除

第6節 その他の特例

第41条の18の2（認定特定非営利活動法人に寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除）関係

（認定特定非営利活動法人に寄附をした場合の所得税額の特別控除の適用）

41の18の2-1 措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（以下この項において「特定非営利活動法人に関する寄附金」という。）については、同項の規定の適用を受け、又は受けないことを選択することができるが、同項の規定の適用を受ける場合には、その年中に支出した特定非営利活動法人に関する寄附金の全額について同項の規定を適用しなければならないことに留意する。

第41条の19の4（認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除）関係

（税額控除等の順序）

41の19の4-4 税額控除等は、次に掲げる順序により行うものとする。

- (1) 措置法第25条第1項の規定による肉用牛の売却による農業所得の免税
- (2) 法第92条の規定による配当控除
- (3) 措置法第10条の規定による試験研究を行った場合の所得税額の特別控除（同法第10条の2に規定する特例を含む。）
- (4) 措置法第10条の2の2の規定によるエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (5) 措置法第10条の3の規定による中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (6) 措置法第10条の4の規定による沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得し

- (6) 措置法第10条の5の規定による雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除
- (7) 措置法第41条の規定による住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（同法第41条の3の2の規定による特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例を含む。）
- (8) 措置法第41条の18の3の規定による公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (9) 措置法第41条の18の2の規定による認定特定非営利活動法人等に寄附した場合の所得税額の特別控除
- (10) 措置法第41条の18第2項の規定による政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (11) 措置法第41条の19の2の規定による既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除
- (12) 措置法第41条の19の3の規定による既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除
- (13) 措置法第41条の19の4の規定による認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除
- (14) 措置法第41条の19の5の規定による電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除
- (15) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条の規定による所得税額の軽減又は免除
- (16) 法第95条の規定による外国税額控除

附 則

- (経過的处理(1))

た場合の所得税額の特別控除

- (7) 措置法第10条の5の規定による雇用者の数が増加した場合の特別控除額
- (8) 措置法第41条の規定による住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（同法第41条の3の2の規定による特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例を含む。）
- (9) 措置法第41条の18の3の規定による公益社団法人等に寄附した場合の所得税額の特別控除
- (10) 措置法第41条の18の2の規定による認定特定非営利活動法人に寄附した場合の所得税額の特別控除
- (11) 措置法第41条の18第2項の規定による政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (12) 措置法第41条の19の2の規定による既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除
- (13) 措置法第41条の19の3の規定による既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除
- (14) 措置法第41条の19の4の規定による認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除
- (15) 措置法第41条の19の5の規定による電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除
- (16) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条の規定による所得税額の軽減又は免除
- (17) 法第95条の規定による外国税額控除

この法令解釈通達（以下「通達」という。）により廃止される20の2-1及び20の2-2の取扱い並びにこの通達による改正後の20の3-1から20の3-4までの取扱いについては、平成25年1月1日以後適用する。

（経過的取扱い(2)）

この通達による改正後の41-1、41-19、41-22、41-23、41-26の2、41-26の4、41-33及び41-34の取扱いは、都市の低炭素化の促進に関する法律の施行の日以後に居住の用に供した場合に適用し、同日前に居住の用に供した場合には、なお従前の例による。